

ごみ置き場に関する指導方針

市民の快適な生活環境の確保と、適切なごみの集積を図るため、戸建て住宅4戸以下の計画についても、窓口での案内・確認を行います。

1 現状と課題

現状（条例・規則の取扱い）

- 戸建て住宅4戸以下は、ごみ集積設備**協議対象外**となります。
- ごみの集積については、各戸の前で集積するのが一般的になっています。

問題点

戸建て住宅4戸以下については協議対象外であり、**各戸の前面の道が狭い場合、**ごみ集積所について協議されていないため問題になっています。



通行の妨げ
景観の悪化
カラス被害 など

2 基本方針

戸建て住宅4戸以下の計画についても、早い段階でごみの集積方法を確認し、適切な集積を促します。



- 生活環境の向上
- ごみの散乱・悪臭・カラス被害の防止
- 地域の美観保持



3 まちづくり推進条例の取扱い

協議対象となるもの

- 共同住宅
- 5戸以上の戸建て住宅



協議対象外となるもの

戸建て住宅4戸以下
(ごみ集積設備協議対象外)



根拠条項

箕面市まちづくり推進条例施行規則 第4条別表6

4 今後の対応（解決策）

戸建て住宅4戸以下の計画についても、以下のとおり案内・確認を行います。

① 窓口で案内

審査指導課の窓口で、4戸以下の計画についてもごみ集積方法の確認が必要であることを案内します。



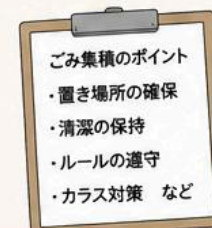
② 電話で問い合わせ

環境クリーンセンターに電話で問い合わせ、ごみの集積方法や注意点を確認します。



③ 情報提供・助言

地域のルールや適切なごみ置き場の確保方法などについて、情報提供・助言します。



④ 計画・実施

適切なごみの集積方法を計画し、実施していただきます。

